

# OTK 支える会 No 58

大阪府重症心身障害児・者を支える会  
全国重症心身障害児(者)を守る会  
大阪支部

## 第14回 定期総会・記念講演開催



### 来賓



右：全国重症心身障害児(者)を守る会  
西治近畿ブロック長  
中：大阪市健康福祉局 障害者施策部  
障害福祉企画 東一久 課長  
左：大阪府 健康福祉部 障害保健福祉室  
地域生活支援課 植田剛司 参事

### 平成一八年度事業報告

重度の障害を持っていても一人の人間としての人格と個性を持っていることを認識し、重症心身障害児・者が当たり前のひととして、当たり前の生活を続けられることを支えていくことを目指し、活動方針に従い、次のような活動を行った。

平成一八年四月より障害者自立支援法が施行されたが障害者福祉サービスを益と考える応益負担に当会では一貫して反対してきた。

障害程度区分認定調査における調査票の調査項目の問題、或いは障害程度区分の認定とその人にとって必要なサービス量を決定する際の見極め(調査)が混同され、適切な支給量となっていない問題など個別の相談に対応してきた。

大阪市では念願の重症心身障害児施設がオープンしたが、自立支援法によって重症児者施設が今後どのようになっていくのかについて情報を集め、学習啓発のセミナーを開催した。自立支援法への対応に追われた一年だったが、重症心身障害という言葉さえ無くなるのではないかとという危機感さえある中、「最も弱い者を一人ももれなく守る」という基本理念に立ち重症心身障害児者の存在をアピールし、力を結集することの大切さを改めて感じた年であった。

- 1. 会員の拡大のための事業  
ホームページの充実  
パンフレットの配布 会員にむけた勉強会等を開催  
堺市分会設立(平成一八年八月二十五日)
- 2. 研究に関する事業  
支える会セミナー開催(四天王寺さんめい苑  
さんめい会共催)

- 日時：平成一八年六月一日(日)  
会場：エル・大阪  
講師：・児玉和夫氏 ・岸本 眞氏  
・清水明彦氏 ・富田昌吾氏  
テーマ：「重症心身障害児者の地域生活支援のために」  
強度行動障害問題を考える研修会  
日時：平成一八年五月二〇日(土)  
会場：クレオ大阪南  
講師：中島洋子氏(旭川荘・児童院)  
テーマ：「行動障害の予防」
- 3. 交流事業  
お楽しみ交流会  
会場：太閤園(平成一九年 一月二七日)
- 4. 啓発事業  
懇談会 大阪府(平成一八年 九月三日)、  
大阪市(平成一八年 九月二八日)  
堺市(平成一八年 一月二九日)
- 5. 機関紙の発刊  
機関紙「支える」を年間計7回発行。
- 6. 施設建設支援のための事業  
「クリスマスチャリティーコンサート」後援  
会場：阿倍野区民センター大ホール  
(平成一八年二月 二日)
- 月別活動報告  
四月 運営委員会  
第一三回定期総会(一一日)  
機関紙「支える」発行  
五月 運営委員会

- 六月 強度行動障害問題を考える研修会(二〇日)  
機関紙「支える」発行  
運営委員会
- 七月 「支える会」セミナー開催(一一日)  
(四天王寺さんめい苑さんめい会共催)  
守る全国大会(巨野湾市)(二七・一八日)  
運営委員会  
機関紙「支える」発行
- 八月 要望書提出(府下自治体へ)(一一日)  
「堺市分会」設立総会(二五日)  
運営委員会
- 九月 大阪府との懇談会(二二日)  
大阪市との懇談会(二八日)  
機関紙「支える」発行  
運営委員会
- 一〇月 大阪府国民健康保険課・福祉医療グループとの話し合い(一八日)  
運営委員会
- 一一月 要望書提出(堺市長・堺市議会議長)(二四日)  
大阪府・施設福祉課との話し合い(二七日)  
堺市障害福祉課との懇談(二九日)  
機関紙「支える」発行  
運営委員会
- 一二月 クリスマスチャリティーコンサート後援(二日)  
機関紙「支える」発行
- 一月 運営委員会  
お楽しみ交流会、「太閤園」(二七日)  
運営委員会  
機関紙「支える」発行  
三月 運営委員会

### 三原則を守る会

決して争ってはいけなく、争いの中に弱いもの生きる場はない。親個人がいかなる主義主張があっても、重症児・者運動に参加する者は党派を超え、最も弱いものを一人ももれなく守る

去る五月二十日(日)、「大阪国際交流センター」において、第十四回定期総会並びに記念講演会が開催されました。  
鈴木会長の挨拶に始まり、来賓挨拶、平成十八年度事業報告、会計報告、監査報告、平成十九年度事業計画、収支予算へと議事を進行し、各議案とも出席者の承認を得、成立しました。

午後からの記念講演「重症心身障害児者の地域生活支援のために(入所施設と地域在宅生活を結んで)」には定員を超える110名の参加者がありました。「重症心身障害児施設」びわこ学園医療福祉センター 統括施設長・杉本健郎氏は、障害者施策において危惧されている施設運営の困難さや看護師不足の現状などをお話下さり、会場全体が熱気に包まれました。







### 診療報酬改定に関する要望について

平成18年4月の診療報酬の改定により、重症心身障害児施設で様々な問題が生じてきていることから、去る4月10日、厚生労働省保険局医療課長に対し、重症心身障害児者の医療・福祉についての要望書を提出しました。

平成19年4月10日

保険局医療課長 原 徳壽 様

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会  
会長 北浦 雅子

#### 重症心身障害児者の医療・福祉についての要望

重症心身障害児者に対する保健・医療につきまして、日頃より格別のご高配を賜っておりますこと深く感謝申し上げます。

お陰をもって、重症児者は施設や地域で生きる喜びをもって生活を営むことができるようになり感謝いたしているところであります。しかしながら、昨年4月以降の診療報酬改定が行われてから、重症児者の医療に対して危機感を持つようになりました。

重症児者は、医療がなければ生きてゆけない人たちであり、生活の場所が地域でも、また施設であってもその拠り所となるものは重症心身障害児施設です。

最近、重症心身障害児施設では、超重症児といわれる人たちの入所が増加してまいりました。又、NICUを持つ医療機関から後医療としての受け入れが要請されているところ です。

#### 1 障害者施設等入院基本料を病棟ごとの算定として認めていただきたい。

現在、障害者施設入院基本料については、「複数の障害者施設等一般病棟がある場合には、当該病棟全てについて同じ区分の障害者施設等入院基本料を算定する」とされていますが、入所児者の状態により病棟によって看護師配置を特に手厚くする必要があるところもあるので、超重症児が多く居る施設では、止むを得ず病棟ごとのいわゆる傾斜配置の体制としています。そのうえで全ての病棟で10対1以上の配置が出来る看護師の確保ができればよいのですが、極めて困難な状態にあるところ です。このため、超重症児の受け入れを見合わせざるを得ないことも起こっています。

つきましては、現在のような傾斜配置での算定も継続して認めていただくとともに、各病棟それぞれ異なる区分での算定も認めていただくことを要望するものです。

なお、在宅福祉が進められている中で、在宅の超重症児が短期入所として重症児施設を利用する場合、超重症児を受け入れる施設が看護師の確保難もあって、超重症児の受け入れを断られるなど利用が困難な状態となっているのが実情です。在宅支援推進のためにもご配慮いただきたくお願いします。

#### 2 障害者施設等入院基本料算定病棟での「7対1看護」を認めていただきたい。

超重症児に対応するため、当該病棟では看護師配置を7対1以上としているところがありますので、この場合には超重症児の入院率が一定の条件を満たしている場合には、当該病棟においても「7対1看護」をお認めいた

だきたく要望いたします。

#### 3 特殊疾患入院施設管理加算について

特殊疾患入院施設管理加算は、そもそも重症心身障害児施設の入院(入所)者の特性を考慮して設けていた経緯があります。

昨年4月改正により、療養病棟を選択している重症心身障害児施設については、特殊疾患入院施設管理加算が廃止されました。

重症心身障害児施設の入院(入所)者は、脳性まひなど小児期の脳障害を主原因とし、多くのかつ変動しうる合併症を伴っています。それぞれの病態に対して、濃厚な医療が間歇的かつ突発的に出現するため、常時継続した医療体制が必要とされます。

つきましては、障害者施設等入院基本料の算定病棟に直ちに移行できない施設について、特例を設けて復活していただきたくお願いいたします。

#### 4 リハビリテーションについて

##### (1) 脳血管疾患等リハビリテーション料について

3月30日付で出された改正通知によれば、脳血管疾患等リハビリテーション料に關し、算定日数の上限の除外対象患者の取り扱いについて、

児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものの通園者(外来患者を含む。)

とされていますが、児童福祉法第43条の4の重症心身障害児施設が対象にされていないのは、どのような理由によるものなのでしょうか。

同じく児童福祉法の障害児医療施設として、認めていただきたくお願いするものです。

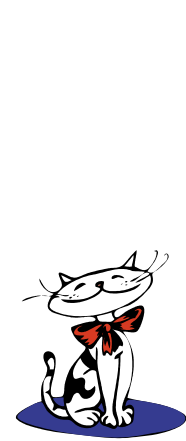
##### (2) 障害児(者)リハビリテーション料について

昨年4月改正により、障害児(者)リハビリテーション料を設けていただき感謝いたしております。

この対象患者は、脳性麻痺等の発達障害児・者及び児童福祉法に定める施設(第43条の3の肢体不自由児施設、第43条の4の重症心身障害児施設)の入所・通所者(外来患者を含む)とされています。

現在、重症心身障害児(者)の通所事業(診療所に併設)が行われておりますが、法律に定められた施設でないため、リハビリを行っても肢体不自由児通所と同様の扱いを受けることが認められていません。

つきましては、その実態を検証いただき同等のものとしてお認めいただきたくお願いいたします。



- 三月 運営委員会  
講習会(人材育成事業)  
機関紙「支える」発行
- 守る会関係  
近畿ブロック役員会  
平成 九年 四月 七日(土) 大阪府立青少年会館  
平成 九年 六月 二日(土) 砂子療育園  
平成 九年 一〇月 六日(土) アピオ大阪  
平成 九年 一二月 四日(土)  
平成 一〇年 二月 一(金) 一(日)(土)  
京都府 (一泊研修)
- 全国大会  
平成 九年 六月 一六(土) 一七(日) 兵庫県
- 四専門部会  
平成 九年 九月 一日(土)  
神戸市立心身障害福祉センター
- ブロック研修会  
平成 一〇年 一月 一九日(土) 和歌山県支部担当
- 支部長会議  
平成 九年 五月 二七日(日)  
平成 一〇年 二月 一〇日(土) 一(日)(日)
- 専門部会長会議  
平成 九年 九月 一五(日) 一六(日)(日)

### 2007年度 収支予算書

自2007.4.1至2008.3.31

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
41会費収入	1,030,000	31事務費支出	774,512
01正会員会費収入	900,000	01職員俸給	0
02協力会員会費収入	130,000	02職員諸手当	0
42寄付金収入	100,000	03雑金	0
01寄付金収入	100,000	04法定福利費	0
43事業収入	800,000	05旅費	50,000
01バザー収入	0	06一般物品費	60,000
02その他の事業収入	800,000	07固定資産物品費	0
44補助金収入	3,000,000	08印刷製本費	200,000
01地方公共団体補助金収入	0	09光熱水費	0
02公益事業補助金収入	3,000,000	10会議費	120,000
45本部増収金収入	0	11修繕費	0
01本部増収金収入	0	12役員務	200,000
46雑収入	10,000	13賃料	126,000
01雑収入	10,000	14雑費	18,512
47設備資金借入金収入	0	32事業費支出	3,950,000
01設備資金借入金収入	0	01研修会開催費	400,000
48引当金戻入	0	02レクリエーション活動費	100,000
01修繕引当金戻入	0	03分会活動費	20,000
02備品等購入引当金戻入	0	04調査研究事業費	30,000
03人件費引当金戻入	0	05機関紙出版費	100,000
49積立金戻入	0	06その他の事業費	3,300,000
01建修積立金戻入	0		
02その他の積立金戻入	0	33本部会費	350,000
		01本部会費	350,000
		34近畿ブロック会費	60,000
		01近畿ブロック会費	60,000
		35雑支出	20,000
		01慶弔費	20,000
		02雑支出	0
		36積立金繰入	0
		01建修積立金繰入	0
		02その他の積立金繰入	0
		37引当金繰入	0
		01修繕引当金繰入	0
		02備品等購入引当金繰入	0
		03人件費引当金	0
当期収入額計	4,940,000	当期支出額計	5,154,512
前期繰越金	214,512	前期繰越金	0
収入合計	5,154,512	支出合計	5,154,512

